

ふくしま産業復興企業立地補助金概要

	要 件	摘 要												
補助対象期間	平成24年1月30日から平成27年3月31日までの間に「ふくしま産業復興企業立地補助金対象企業指定申請書」の提出を行った企業に適用。 ただし、平成28年度末までに補助金実績報告を提出しなければならない。													
補助対象業種	①輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農工商連携の各関連産業業種 ②企業立地促進法集積業種の製造業・研究所 ③物流施設を設置する業種 ④コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種 ⑤知事が特に認めるもの													
交付要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">投下固定資産額 1億円以上</td> <td style="width: 60%;">新規地元雇用者数 5人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 10億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 10人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 50億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 50人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額100億円以上</td> <td>新規地元雇用者数100人以上</td> </tr> </table> <p>補助金の交付要件は、上表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数（補助事業者が、補助金の補助率適用の基準となる起算日以降に新規立地する工場等で勤務することを前提として採用した直接雇用する社員のうち、県内に住所を有し、勤務する者をいう。なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、県外から県内に住所を移転した直接雇用する社員としての転入雇用者を含むものとする。）とする。</p>	投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上	投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上	投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上	投下固定資産額100億円以上	新規地元雇用者数100人以上	投下固定資産額には、金額の1%以上、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行うこと。				
投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上													
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上													
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上													
投下固定資産額100億円以上	新規地元雇用者数100人以上													
補助上限額	200億円以内	一企業あたりの上限額も同様												
補助率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">1年目</th> <th style="width: 20%;">2年目</th> <th style="width: 20%;">3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒区域等が解除された地域</td> <td style="text-align: center;">3/4以内</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">1/2以内</td> </tr> <tr> <td>上記以外の県内地域</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">1/2以内</td> <td style="text-align: center;">2/5以内 ※中小企業 1/2以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助率の上限は、上表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以内とする。</p>	区 分	1年目	2年目	3年目	警戒区域等が解除された地域	3/4以内	2/3以内	1/2以内	上記以外の県内地域	2/3以内	1/2以内	2/5以内 ※中小企業 1/2以内	<p>・「上記以外の県内地域」の3年目について、中小企業は1/2を補助率の上限とする。</p> <p>・警戒区域等が解除された地域は、解除された日から1年間を1年目とし、以降、平成28年度末までを限度に2年目、3年目とする。</p>
区 分	1年目	2年目	3年目											
警戒区域等が解除された地域	3/4以内	2/3以内	1/2以内											
上記以外の県内地域	2/3以内	1/2以内	2/5以内 ※中小企業 1/2以内											
その他	補助事業者が設立した企業、株の50%以上を所有するなど密接な関係があると認められる企業については、同一企業とみなす。													